

捕獲犬の抑留について

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項の規定により下記の犬を抑留した旨、狂犬病予防員から通知があったので、同条第8項の規定により公示する。
なお、下記の犬は、令和8年8月21日まで抑留する。

令和8年8月20日

鎌ヶ谷市長

芝田 裕美



記

捕獲月日	捕獲場所	種類	毛色	性別	年齢	体格	特徴
令和8年 8月17日	鎌ヶ谷市くぬぎ山	雑種	茶白黒	オス	不明 (成犬)	中型	成犬、 紫色布製胴輪ライト 付き、 鑑札なし、 マイクロチップなし

抑留機関名 千葉県動物愛護センター東葛飾支所（04-7191-0050）